

四年先であり、来年、再来年の水質汚濁緩和には間に合いでしまうかもしれません。この間にも、市民の日常生活は、ますます脅かされていくのは必定ですが、貴方はこれにどう対処するおつもりですか。

回答① 神林地区に建設中の霞ヶ浦湖北流域下水道（計画区域、土浦、石岡、阿見、出島、千代田、新治の六市町村）の終末処理場の処理能力は、四十三万人対象でありまして、その中に土浦市の人口も二十一万九千人が見込まれています。（ご質問の中にある五万五千人というのは、現在土浦市内で工事している管渠工事の対象人口であります）昭和五十年度末には一部処理開始します。

◇処理開始並びに対象外地区の対策について

(1) 家庭雑排水対策：団地、部落毎の小規模処理場（一千戸単位、国の補助事業）を建設整備します。各家庭の浄化槽に対する行政指導を強化します。下水溝河川の浚渫をしそれを浄化します。

(2) 工場排水対策：法令や市の公害防止条例による規制を強化します。

(3) 蓄産排水対策：霞ヶ浦の水質汚濁源はこの蓄産排水が最も大きいとさえ言われています（建設省霞ヶ浦工

事務所）この蓄産排水対策は、非常にむずかしい問題であります。蓄産大団地を造成して汚水を共同処理することが理想的ではあります。なかなかむずかしい面もあります。従つて、例えば廐舎の構造を固液分離が容易出来る様にする等して、その処理方式も、蒸発散方式、或は活性汚泥方式等々ケース・バイ・ケースで考えたいと思います。この問題は、霞ヶ浦の水を守ることと、本県の有力な産業である畜産を振興させなければならぬといふ両面の問題について、市だけの力では及ばないこともありますので、国県に強力に働きかけ解決を期します。

(4) 農地排水対策：特に過施肥料が問題でありますのでその指導の適正をばかります。

質問② 茨城県は最近公害防止条例の一部を改定し、工場排水の規制強化を打ち出しましたが、しかし、この程度の規制強化では、汚染浄化にはほとんど意味がありません。あなたは、土浦市内の工場に対してどのような施策を講じるおつもりですか。

回答② 行政指導を徹底させることは勿論でありますが市の公害防止条例の充実強化と、この条例に基く公害防止協定（県の基準よりきびしくしている）の徹底、これを確実に実行させるための監視体制を強化します。